

## 令和3年度 重要事項説明書（幼保連携型認定こども園）

教育・保育の提供を開始するにあたり、当園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 清水福祉会
代表者氏名	理事長 圓藤 通典
法人の所在地	香取市内野 448 番 1
法人の電話番号	0478-82-5701

### 2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	清水こども園
所在地	香取市内野 448 番 1
電話番号	0478-82-5701
管理者名	園長 圓藤 弘典
認可定員	212 名
利用定員（年齢別）	0 歳児 3 号 12 名
	1～2 歳児 3 号 56 名
	3～5 歳児 2 号 132 名
	1 号 12 名
自己評価の概要	職員による教育及び保育内容等の自己評価を定期的を実施
職員への研修の実施状況	内部・外部研修を随時実施
認可年月日	平成 30 年 3 月 30 日

### 3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	<p><b>【幼保連携型認定こども園】</b> 当園は、幼児期における教育・保育を生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを位置付け、以下の保育理念、教育・保育方針に基づき、幼児教育・保育を一体的に行うことを目的とします。</p> <p><b>【地域子育て支援拠点事業】</b> 児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業について、委託を受けて、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことを目的とします。</p>
理念	<p><b>【保育理念】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育基本法及び、児童福祉法並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の規定を遵守し、こども園の役割及び機能を適切に発揮する運営を行う。</li> <li>(1) 子どもに、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供する。</li> <li>(2) 子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育てる。</li> <li>(3) 保護者の就労と子育ての両立支援を行う。</li> </ol>

	<p>(4) 保護者との協同による子育て力向上の支援を行う。</p> <p>(5) 地域の子育て家庭への支援を行う。</p> <p>(6) こども園の機能を活用して、社会的環境の変化に伴う子育ての課題を解決する。</p> <p>(7) こども園の持つ特質や専門性を発揮して、子育てのニーズに対応した取り組みを行う。</p> <p>(8) 子育ての専門機関としての機能の改善と実質化に取り組む。</p> <p>2. 児童憲章及び子どもの権利条約を遵守し、子どもの人権に十分配慮しながら一人一人の人格を尊重して、子どもの最善の利益が保障された教育・保育を行う。</p> <p>3. 地域社会と連携して、すべての子育て家庭を支援し、安心して子どもを産み育てられる社会の実現を目指す。</p> <p><b>【教育・保育方針】</b>  学校及び児童福祉施設として、子どもの最善の利益を考慮し、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術および判断をもって、養護と教育を一体的に行い、環境を通して子どもの教育・保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援(入園する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援)を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもとの信頼関係を基礎として、子どもの人間形成を培う時期に、その専門性を活かして、子どもの主体性を大切にし、生きる力の基礎を身につける手助けをする。</li> <li>2. こども園行事や懇談会等を通じて、保護者との連携を図り、子どもの状況を共有し、安心して仕事ができるよう信頼関係を築き、保護者のよきアドバイザーとなる。</li> <li>3. 地域のニーズを把握しながら、家庭や地域の社会資源と連携して、地域の子育て家庭に対する支援を行う。</li> <li>4. 地域の関係機関との連携を図り、障害児および個別対応の必要な子どもの発達向上を図る。</li> <li>5. 子どもの人権に十分配慮して、個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者や地域社会に、当該こども園が行う教育・保育の内容を適切に説明する。</li> <li>6. 職員の資質向上のために計画的に研修を行い、自己評価およびこども園評価等を踏まえ、職員が自己の課題および施設の課題についての共通理解を深め、その改善に努める体制をつくる。</li> <li>7. 社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図る。</li> </ol> <p><b>【教育及び保育の目標の基本的前提】</b>  ◎生活の基礎【基本となる力】自分自身をふりかえる力</p> <p><b>【教育・保育目標】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. じょうぶな心と かしこい身体で 未来に向かって歩む子ども「一歩ふみだす力」【未来志向性】自己肯定感を持ち、感情豊かに表現し、自分に自信を持っている事</li> <li>2. 自ら探究し 自ら発見し 自ら体験し 最後までやりぬく子ども「やりぬく力」【自己成長力】感動する体験が意欲や創造性となり、やりぬくことが自己実現につながる</li> <li>3. 共感する 対話する 協働する 創造性あふれる子ども「助けあう力」【協働性】人の気持ちが解り、物・人・自分と対話して、協働しながら豊かな創造性を育てる</li> </ol>
--	--

#### 4. 施設・設備等の概要

##### (1) 施設

敷地	全体	8,202.04 m <sup>2</sup>	園庭	2,053 m <sup>2</sup>
建物	構造	木造・鉄骨造		
延床面積	青棟	299.77 m <sup>2</sup>	黄色棟	264.16 m <sup>2</sup>
	赤棟	299.77 m <sup>2</sup>	緑棟	672.41 m <sup>2</sup>

##### (2) 主な設備

施設の内容	乳児室	6室	保育室	8室
	ほふく室		遊戯室	2室
	調理室	1室	幼児用便所	7室
	調乳室	1室	乳児用便所	1室
	沐浴室	1室	大人用便所	11室
その他	事務室（サポートセンター）・コミュニティカフェ（カフェ神里） 図書室、会議室（みんなの広場わいわい）・食堂（ランチルーム） 全室冷暖房完備			

#### 5. 職員体制 令和3年4月1日現在

	職務の内容	員数
園長	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。	1人
主幹保育教諭 指導保育教諭	教育・保育内容と園運営について職員を統括し、園長を補佐し、地域との連携を図るとともに、教育・保育計画と記録・評価について全体を管理する。	1人 1人
保育教諭	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。	27人
支援センター担当	支援センターを運営し、支援センターの事業、計画の立案、実施、記録及び連絡等の業務を行う。	3人
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。	4人
管理栄養士	入所児の発達段階に応じ、0歳児の離乳食、1～2歳児の幼児食及び3歳児以上の幼児食に係る献立を作成する。	1人
用務員	バス運行時の添乗、連絡調整、その他の業務を行う。	2人
事務員	こども園運営の事務、管理、経理、書類作成、その他の業務を行う。	1人

#### 6. 保育を提供する日

開園日	月曜日から金曜日	土曜日
開園時間	7:00～18:30	7:00～18:00
休園日	日曜日、祝日、12月29日から1月3日、 年度初めと終わりの休園日、園長が定めた日	
休園日等について	台風等で警報が発令された時や、災害その他緊迫の事情がある時、 伝染病・感染症が発生した場合は、休園・自宅待機・登園自粛となる場合があります。1号認定については、上記の他に土曜日、 夏期（7月21日～8月31日）、冬期（12月24日～1月5日）、 学年末（3月21日～3月31日）学年始（4月1日～4月5日）	
その他	土曜保育については土曜保育利用申請が許可された場合に限る。	

## 7. 教育・保育を提供する時間

教育・保育を提供する時間は、次のとおりとします

保育標準時間認定 2号・3号認定	保育標準時間	7:00~18:00
	時間外保育時間	18:00~18:30
保育短時間認定 2号・3号認定	保育時間	8:30~16:30
	時間外保育時間	7:00~8:30、16:30~18:30
教育標準時間認定 1号認定	教育標準時間	9:00~14:00
	時間外保育時間	7:00~8:30、14:30~18:30

## 8. 提供する教育・保育等の内容

教育基本法・児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他の法令並びに幼保連携型認定こども園の教育・保育要領（平成29年3月21日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育の提供
  - ・上記7に記載する時間において、教育・保育を提供します。
- (2) 地域子育て支援拠点事業「おひさま」
  - ・児童福祉法第6条の3第6項に基づき、市町村が実施する事業について、委託を受けて、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

## 9. 食事の提供方法等について

- (1) 食事の提供方法
  - ・自園調理とします。※全年齢完全給食です。
  - ・0.1.2歳児（2歳児の1年間）は保育料に含まれています。（主食・副食・おやつ2回）
  - ・3.4.5歳児は、主食代として毎月1,000円をお支払いいただきます。
  - ・3.4.5歳児は、副食代として、毎月4,500円をお支払いいただきます。
  - ・3.4.5歳児（1号認定）毎月主食代800円、副食代2,600円をお支払いいただきます。  
（休日を除いた食事提供する日数を12等分した金額です）
  - ・引き落とし手数料120円を毎月ご負担いただきます。ただし、保育料と同時引き落としの場合は、手数料はかかりません。
  - ・食材費（主食、副食、おやつ代）は、月単位でのお支払いといたします。
  - ・1号、2号認定児で、1ヵ月以上にわたり欠席する場合（入院・里帰り出産等）は、月初を開始日とする月単位で、食材費の支払いを停止することができます。  
その場合には、前月15日までに届出書の提出が必要になります。
- (2) 食事の提供を行う日
  - ・保育を提供する日（月～金曜日）は、毎日食事の提供を行います。
  - ・土曜日は、お弁当の持参をお願いします。
  - ・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
  - ・毎月、献立表を配布しますので、ご家庭での食事にもご活用ください。
- (3) アレルギー対応状況
  - ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による生活管理指導表・診断書、緊急時個別対応表の提出が必要です。
  - ・除去食及び代替食に対応しています。

※診断が変わりましたら、その都度生活管理指導表の提出をお願いします。

※アレルギー除去解除の診断を受けましたら、除去解除申請書の提出をお願いします。

(4) その他衛生管理等

- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。
- ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月1回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 10. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

- ・保育料無償化の期間は、満3歳になった次の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
- ・0から2歳児の子どもは支給認定を行った市町村が定める保育料を、清水こども園にお支払いいただきます。
- ・新規口座登録や、口座変更をする場合、300円ご負担いただきます。
- ・保育料の納入は口座振替払いとします。ただし、納付書による現金納入をお願いすることもあります。

(2) 時間外保育に係る利用者負担金

- ・時間外保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料の他に別途、利用者負担が必要となります。

対象児童	利用時間	金額
3.4.5歳児	30分につき	100円
0.1.2歳児	30分につき	150円

※17:00を超える場合は、時間外保育申請が必要になります。

変則勤務の場合は、毎月シフト表の提出が必要になります。

(3) 通園バス利用に係る利用者負担金

利用距離により、負担料金が変わります。（1ヵ月3,000円～4,400円）

※片道のみ利用する事も可能です。（半額負担になります）

※バスを利用される方は、バス利用申込書・バス利用契約書の提出をしていただきます。

※道路状況により、予定時間とは異なる場合があります。

(4) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

(1)に掲げる保育料の他、教育・保育の充実を図るため、以下に掲げる費用を負担していただきます。

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
保護者会費(月額)	行事おやつ代、行事費、誕生日プレゼント 通信費、環境整備費、修了写真代、運動会 保護者保険代 他	600円
教育保育充実費 (月額)	衛生費、保育教材費、玩具、図書購入費 特別教育費 他	0.1歳児・600円 2歳児・800円 3歳児・900円 4歳児・1,000円 5歳児・1,300円
行事(遠足・お泊まり 保育・卒園遠足 等)に係る費用	交通機関その他移動手段及び入場料や宿 泊等に要する費用	実際に要した経費 (実費)
用品代	体操服・上履き・教材等、園生活に必要な 用品の購入に要する経費	実際に要した経費 (実費)
保険加入代(年額)	独立行政法人 日本スポーツ振興センター	200円

※保護者会費・保育充実費は、毎月銀行引き落としになります

## 11. 利用の開始について

香取市の利用調整に基づき当園に入園決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意され、利用契約書を締結した後に保育の提供を開始します。

## 12. 利用の終了について

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき。
- (2) 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 長期欠席するとき。(※事前にご相談ください。)
- (4) 利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、その他

## 13. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関の名称	清水館医院
所在地	静岡県裾野市茶畑 1365-2
電話番号	055-993-2323

### (2) 歯科

医療機関の名称	平野歯科クリニック
所在地	香取市小見川 845-6
電話番号	0478-83-1309

### (3) 薬剤師

名称	(株)三宅回生堂
所在地	香取市小見川 291 番地
電話番号	0478-82-0010

## 14. 緊急時の対応方法

お預かりしている園児に怪我や体調急変等の事態が発生した場合には、「家庭環境調査票」に基づき、保護者の指定する医療機関又は受診可能な医療機関に連絡し、職員が付き添って受診します。また、緊急連絡先等へ速やかに連絡を行い、治療や投薬の確認・保険証の提示が必要となりますので、保護者が医療機関に出向いていただくことを基本とします。緊急の場合については、救急車を呼んで対応します。

朝、いつもと変わりなく登園した場合でも、子どもの体調は変化しやすい為、熱が出たり体調をくずしたりすることがあります。そのような時は、園の判断で緊急連絡先へ連絡をしますので、お迎えに来ていただけるようお願い致します。

## 15. 非常災害時の対策

火災や震災、洪水等の自然災害が発生した場合は、緊急避難場所（こども園又はその近隣）にて待機することが基本となります。状況によってはバス運行を中止します。緊急時の連絡は、携帯メールを配信します。通信の混雑や停電等により配信が困難な場合もありますので、震災などの緊急事態時には、速やかにこども園へお迎えに来ていただけるようお願いいたします。

非常時の対応	別途に定める、消防計画書及び防災マニュアルにより対応します。			
避難訓練	避難訓練を月1回実施		不審者対応訓練年1回実施	
主な防災設備	自動火災報知機	漏電火災警報器	ガス漏れ報知器	非常警報器具
	誘導灯	消火器	さすまた	侵入防犯連絡

## 16. 利用者に対しての保険の種類等

当園では以下の保険に加入し、対応します。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付
保険の内容	入園児の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付）を行う、国・施設の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。
共済掛金	乳幼児 1人につき、200 円

保険の種類	社会福法人全国社会福祉協議会(株)福祉保険サービス 保育所の損害補償
保険の内容	入園児の傷害事故補償、こども園業務の保証、送迎車搭乗中の傷害事故補償、来園者の傷害事故補償、職員の傷害事故補償を行う、社会福法人全国社会福祉協議会による社会福祉施設総合損害補償です。保険料は、全額こども園が負担します。

## 17. 教育・保育内容に関する相談・要望・苦情

受付責任者	園長 圓藤 弘典
受付担当者	主幹保育教諭 馬場 洋美・指導保育教諭 平野美紗子
利用時間	午前 8 時～午後 5 時
連絡先	電話 0478-82-5701 FAX 0478-82-5888
受付方法	面接・電話・文書等・ご意見BOX等により、相談・苦情を受け付けます。

## 18. 個人情報の保護に関する基本方針

入園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用いたします。

- (1) 小学校への円滑な移行・接続が図られるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- (2) 他の保育所・こども園等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (3) 当園での教育・保育において園児の状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う機関や子育て世代包括支援センター等との間で必要な連絡調整を行うこと。
- (4) 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- (5) 保育するにあたり、必要な利用子どもの情報を関係機関と共有すること。

## 19. 虐待防止の為の措置

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止の為、次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発の為の職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止の為に必要な対応

2 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者（保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、子育て世代包括支援センター・児童相談所等適切な機関に通告します。

- (1) 身体的虐待…園児の体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること
- (2) ネグレクト…養育の放棄または怠慢  
必要な医療、健診、予防接種を受けさせない、必要な教育を受けさせない、危険な状況を放置する、衣服や食事を与えない、子どもにとって必要な情緒的関わりを持たない等。
- (3) 心理的虐待…園児に著しい心理的外傷を与えること  
無視、子どもにとって必要な心理的な正の刺激を与えない、子どもの存在その物や価値、行為を否定する、きょうだいなどで明らかに差別的対応を取る、監禁に等しい行為、子ども自身の心が傷つくような言葉を発する、怒鳴っておびえさせる、万引きやすりなどを強要する、子どもを見世物にして金銭をとる、子どもに過度の発達を押し付ける等。
- (4) 性虐待… 子どもと性交したり、性的行為をしたりすること

**20. 奉仕作業について**

園庭の環境を整備する為に、奉仕作業のご協力をお願いします。

**21. 当園における禁止事項**

喫煙・飲酒	当園の敷地内（駐車場合む）はすべて禁煙・禁酒です。
宗教活動、政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動 政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
写真、ビデオ、 SNS投稿	当園の許可なく、撮影を禁止します。 撮影した写真や映像をSNS上に公開することを禁止します。

**22・当園におけるその他の留意事項**

- ・ 駐車場でのトラブルは、一切の責任を負いません。
- ・ 当該重要事項説明書に定めるものの他、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する清水こども園利用契約書、入園案内において提示するものとします。



清水こども園の入園に関する同意書 (保護者控え用)	
入園申込みにあたり、重要事項説明書の内容について同意します。	
(署名欄)	同意年月日 令和 年 月 日
	保護者住所
	保護者氏名
	児童との続柄
	児童名
	児童名

※なお、入園・進級に当たって以下の書類の提出が必要になります。

<全園児>

- (1) 清水こども園利用契約書
- (2) 清水こども園の入園に関する同意書
- (3) 口座振替依頼書
- (4) 緊急連絡カード
- (5) 家庭環境調査票
- (6) 調査票(年齢別)
- (7) 個人情報の取り扱い並びに使用承諾・写真撮影等の同意について
- (8) 緊急時の引き渡しカード
- (9) アレルギー疾患生活管理指導表・診断書2枚

<食物アレルギーをお持ちの園児>

<食物アレルギーが解除された園児>

- (1) 緊急時個別対応表
- (1) 除去解除申請書

<バス利用の園児>

- (1) こども園バス利用申込書
- (2) こども園バス利用契約書

<土曜日保育利用の園児>

- (1) 土曜日保育申請書・変則勤務の場合、シフト表
- (2) 時間外保育及び土曜日保育用勤務証明書

<時間外保育利用の園児>

- (1) 時間外保育申請書・変則勤務の場合、シフト表
- (2) 時間外保育及び土曜日保育用勤務証明書

<薬を持って登園する場合>

- (1) くすり連絡票
- (2) 薬剤情報提供書
- (3) 生活管理指導表による医師の診断

<緊急時に与薬が必要な場合>

- (1) 緊急時与薬同意書
- (2) 薬剤情報提供書

<感染症にかかった園児が、感染の恐れがなくなり、登園する場合>

- (1) 意見書
- (2) 登園届

<食材費の支払い停止期間届出書>

- (1) 食材費支払い停止期間届出書

令和3年度

# 重要事項説明書

